

「戦争できる国」づくりを許さず、平和・人権が尊重される社会の実現を！
「東京都国民保護計画」の決定にあたって

2006年4月19日
東京自治労連中央執行委員会

3月31日、東京都は「国民保護計画」に関する内閣協議を経て「東京都国民保護計画」を正式に決定した。これによって東京都は、昨年3月の「東京都国民保護協議会設置条例」「東京都国民保護対策本部等条例」と併せて、国民保護法に基づく有事法制の具体的な法整備を終えたことになる。

2004年9月に施行された国民保護法は、憲法で禁止されている戦争を前提とした法律であり、平時からの「住民避難」訓練や「国民保護計画作成」を義務づけたものです。

そして2005年度にはすべての都道府県で「国民保護協議会」が設置され、「国民保護計画」の作成が完了しました。2006年度からは市区町村の段階で、「国民保護協議会設置」と「国民保護計画作成」を求められることとなります。この国民保護法をはじめとした有事法制は、アメリカの海外侵攻戦争に追随して自らも参戦していくための法制で、平和憲法と相容れません。地方自治体がこの有事法制に組み込まれることは、自治体が住民を戦争に巻き込み憲法破壊の道具にされることを意味しています。国民保護計画は前提自体にいくつかの問題があります。

第1に今、政府が自治体に作成を求めている国民保護計画とは、着上陸攻撃(本土決戦)や航空攻撃(本土空襲)などの武力攻撃事態と、自爆テロ・サリン散布・原発攻撃などの緊急対処事態を想定し、東京では1,200万都民の避難計画などを作り上げる途方もないものです。

第2に本土決戦や本土空襲などの武力攻撃事態は現実には考えられず、この国への武力侵攻が無いことは政府自らが認めています。また事前の予測が不可能で突発的に発生するテロなどの緊急対処事態は、予測が可能な戦争を前提にしたトップダウン型の有事法制とは適合しません。「まず政府が事態を認定して緊急事態対処方針を決定し、避難措置を指示し、都道府県が避難指示を出し、市町村が避難実施要領を作成してやっと住民が避難を開始できるシステムで、緊急な対応ができるか」を考えれば明らかです。

第3に、「戦時体制化」していく役割を果たしていくこととなります。実際にはなんの役にも立たない国民保護計画でも、計画が出来て「警報」や「避難訓練」が繰り返されれば戦争やテロへの不安や疑心暗鬼を拡大していきます。そして地域社会に「非協力的」であれば、「非国民」とレッテルが貼られて監視の対象となるなど相互不信と権利侵害が日常的になります。

第4に全国で行われる「有事を想定した訓練実施」や「有事のための備蓄」などが、住民の暮らしと福祉向上を図るべき責務を負う地方自治体に多大な無駄な労力と出費を強いることとなります。

第5に自衛隊及び現役やOBの自衛官への根拠のない期待です。自衛隊法が改悪され自衛隊員の守秘義務は無制限に拡大しました。隊の人数や編成、行動計画など何一切公表できません。にもかかわらず、自衛隊は各自治体に陸上自衛隊経験者が良いか海上自衛隊経験者が良いかなど需要調査を行っています。自治体側も自衛隊に情報を得られるという期待を検証もせずにもっています。

いま備えるべきは、戦争を前提とした「国民保護計画・訓練」ではなく、必ず発生する震災等にそなえた「防災計画・訓練」の充実を行うことこそが大都市東京に住む都民の願いであることは明らかです。地震等の自然災害は不可避ですが、戦争は防ぐことが可能であり、戦争への備えではなく、まず戦争を起こさないことこそが追求されるべきです。これを実現するため、東京都及び各自治体に対し国民保護条例作成・運用にあたり、以下の点を求めます。

- 1) 「国民保護計画」作成にあたって、各自治体の自主性が尊重され、東京都による「指導」の強制等が行われないことを要求します。
- 2) 各自治体では、戦争を前提とした「国民保護協議会の設置」や「国民保護計画の作成」は、憲法を守る立場から反対すること。やむを得ず作成する場合は、戦争に協力しない事を明らかにし、平和と人権を尊重する立場から行うこと。
- 3) 各自治体では、人権を守る弁護士や幅広い住民の参加を保障し、自衛官などが参加しない「国民保護協議会」とすること。
- 4) 各自治体の「国民保護計画」の作成にあたっては、広く住民に情報公開し、住民の意見を反映し、拙速に作成せず、十分に時間をかけ住民参加の計画づくりをすること。

東京自治労連は「東京都国民保護計画」の決定にあたり、各区市町村における戦争準備の国民保護計画を策定させず、憲法を守り生かした平和と人権が尊重される自治体をつくるため奮闘することを表明します。

以 上